

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號一第卷六十五第
月一年八十和昭

論叢

聯關財についての覺書……………文學博士高田保馬

北支の物納小作制度……………經濟學博士八木芳之助

新經濟論理の展開……………經濟學博士柴田敬

歴史的形成立としてのナチス人間像……………經濟學士中川與之助

均衡過程と價格統制……………經濟學士中谷實

滿洲中央銀行法の改正……………經濟學士德永清行

研究

テイツシャアの統計學……………經濟學士有田正三

說苑

明治前期の外資排除に就て……………經濟學士堀江保藏

附錄

彙報

説苑

明治前期の外資排除に就て

堀江保藏

一 序 言

幕末に我國の開國を強要した歐米諸國が、商品及び資本市場の開拓を目的として來航したものである以上我國に於て好個の投資物件を見出さんと努力したことはいふまでもない。例へば幕府の横須賀製鐵所は、同所を抵當とする佛國ソシエテ・ゼネラルよりの借入金五十萬弗（洋銀）を以て建設を始めたものであり、この事業に關聯して、佛蘭西は更にわが生糸の輸出獨占權を獲得せんとしてゐる。また江戸・横濱間の鐵道建設に就ては、慶應二年の佛蘭西總領事の勸誘、同三年の米人ウェストウイードの請願があり、後述する如く、三年十二月には米國公使館書記官ポルトメンに對し、關老小笠原壹岐守は建設免許書を與へてゐる。諸

藩に於ても、例へば慶應二年、鹿兒島藩は佛蘭西人と共同して南社を起さんとし、同四年、佐賀藩は英國資本と提携して高島炭坑の開發に着手した。此等の事例は、我が方にも外資を輸入して事業を起さんとする欲求の存したことを示すものであるが、同時に外國側に於ても投資物件の獲得に多大の努力を傾注してゐたことを示す。

この外、輸入品代金支拂未済、輸出品引當前借、藩經費充當現金借入等の形で、開港以後諸藩が外國人に負へる債務は、明治四年の調査によれば、利子を加へて四百萬圓を超え、明治新政府自身も前記ソシエテ・ゼネラルよりの借入金を返償するため、英國東洋銀行より同額の借入をなしたる外に、貨幣司の經費充當のために英商ロールトより洋銀四十萬弗を借入れ、更にこれを返償するために和蘭ポードイン會社より洋銀百萬弗を借入れた¹⁾。この新政府の借入金は明治三年九月までに悉皆償還せられ、諸藩の負債も亦八年六月を以て償還済となつたが、他方に於て政府は三年三月、東

1) 日本鐵道史、上卷、6—7頁
2) 明治大正財政史、第十二卷、3頁以下

京・横濱間の鐵道建設のために、海關收入及び鐵道純益を抵當として百萬磅の外債を倫敦に募り、六年一月には秩祿奉還者に供與する就業資本を得るために、年四十萬石の買上米を抵當として二百四十萬磅の外債を同じく倫敦に募つた。

以上の如き形に於ける以外に、或は居留地に於ける商館・銀行等の設立、神戸港等に於ける造船所其他諸工場の建設等の形に於て、明治初年に我國に投下せられてゐた外國資本は、蓋し少なからざる額に上つたであらう。

併し乍ら明治政府は、努めて外資を排除せんと試みた。我が商人をして外國商社に對抗するを得しめんがために通商會社を主とする各種商社の設立を勸奨し、或は直輸出貿易を保護奨勵し、また我が沿海貿易にまで進出せる米國太平洋汽船會社の勢力を排除せんとして、回漕會社より三菱會社に至る一連の汽船會社に特別の保護を加へたるが如き、枚舉に遑なきところである。本稿に於ては、その一々に就て述べることを避

け、たゞ外國人の直接事業投資の欲求と、これに對する我國の態度とに就て、主なる事例を掲げて簡單に説明を加へることとする。

二 外資排除事例

(1) 鑛業 前掲の高島炭坑は、慶應四年、藩主鍋島直大が長崎裁判所の允許を得て英國商社ガラバと結約し、その資本を入れて近代設備を施したものである。明治五年三月、舊藩主は允許年限中(明治十年まで)に負債を償却する見込みなきを以て、十年以降七ヶ年間を期し、更にガラバの同社ボードイン商社と結約し、舊によりて事業を營みたま旨を申請した。けれども政府は、起草中の「日本坑法」が略ぼ脱稿し、同法中に外國人と併結して鑛物を採掘するを許さざる旨の條項あるの故を以てこれを許さず、進んで舊佐賀藩とガラバ商社との條約を解除せんと欲し、外務省をして英・蘭各公使及び和蘭商社代人ボードインと折衝せしめ、結局七年一月に至り、債額洋銀四十萬弗を外商に交付して同炭坑を官收した。右の「日本坑法」第四

條には「日本の民籍たる者に非ざれば試掘をなし、坑區を借り、坑物を採製する事業の本主或は組合人と成ることを得ず」とあり、坑産の割合及損益に關係する。若しこれを犯す者は其業に屬する所有物を官に没入して其業を禁止すべし」とあり、投資物件として頗る重要な鑛業に對する外資の侵入を全面的且つ根本的に排除せんとする態度が示されてゐるのである。

該炭坑は、官收後間もなく後藤象二郎に拂下げられた。後藤は日本坑法を無視して英國商社ヂャルヂーンマゼソンと結約して事業を營んだが、その結約上紛議を生じ、商社は東京裁判所に訴へて被告(後藤)の坑業を停止せんことを請求した。原告は敗訴となり、更に東京上等裁判所に控訴したが(十二年)、この訴は「鑛山心得」及び「日本坑法」に抵觸せるものなるを以て原告の旨意成立せずとの判決が下された。かくて英國商社の鑛業投資の欲求は再び挫折したのである。³⁾

(口) 造船業 川崎造船所は、明治六年、米人ミニアヘッドの經營せるバルカン鐵工所を政府に於て買

明治前期の外資排除に就て

收し、これに金澤藩の創設せる加州製鐵所を移し加へて成れるものである。兵庫が開港場となるや、新開のこの地は東西兩洋を連絡する世界航路の樞要地を占むる關係上、他日の發展を期して港の沿岸には在留歐米人の經營にかゝる多數の造船及び造機工場が建設せられ、現在の東川崎町附近に設立せられた上記バルカン鐵工所はその尤なるものであつて、當時盛んに船舶其他諸機械類の製造に従事してゐた。かゝる狀況に刺戟せられた政府は、我が國人による工業振興の必要を痛感し、これが買收の交渉をすゝめ、六年四月五日米國領事館に於てその讓渡條約書を交換し、以て同所を工部省の經營に移したのである。⁴⁾

この點に既に外資排除策の一端が窺はれるが、更に明治十三年に至り、政府が官營工場及び鑛山の拂下を決定して「工場拂下概則」を定むるに及び、工部省は同造船所が再び外人の經營に移るのを豫め防止するの方策を講ずべきを太政官に稟請した。即ち翌十四年八月工部省より太政官に一の稟議をなしてゐるが、それに

3) 工部省沿革報告(明治前期財政經濟史料集成、第十七卷)117—120頁
4) 川崎造船所四十年史、3頁。日本近世造船史、762—765頁

よると、先づ拂下價額並に拂下代金徴收方法を示して
 然る後概要左の如く述べられてゐる。

『然れども恐らくは内商の資力能く之に堪ふるものなく、恒
 に射利を企圖せる外商の掌裡に入らんか。抑も兵庫港は本邦
 航路の中央にして内外の船舶輻輳し、造船場の設け緊要なる
 は大阪鐵工所の安治川口に於けるが如きを以て、嚮に米商の
 所有せるものを買収し、此工場を開き漸く其成績を顯はさん
 とするに及んで、今復た彼等の有に歸し、斷斷を私せらるる
 ば、竟に利用厚生の主趣に違ひ、嚙齧の悔なき能はざるなり、
 然れども諸工場と共に成規の如くせんか、敢て裁決を請ふ』
 と。その裁決を請へる事項は、同造船所の拂下規則に
 『外人は論なく、彼我人民關係して請願するもの、或
 は外人を以て社員又は役員とするを許さず、但し工場
 に必要な技術者を使用するは此限にあらす』との條
 款を附記することであつて、勿論太政官はこれを裁許
 した。⁵⁾ 前記「日本坑法」第四條の精神を造船業に顯はし
 たものと見るべきである。

(ハ) 鐵道 米國公使館書記官ポルトメンが幕府
 の附老小笠原重岐守より江戸・横濱間鐵道免許書を與
 へられたのは、慶應三年十二月二十三日であつた。免

許書第十三條に『何時にても右蒸氣車並鐵道日本政府
 に而買入度節は元價え五割之利を添え買入可申事』と
 買收條項があるにはあるが、第二條には『右鐵道取立
 並取用之儀は萬一他より申立候もの有之候とも、決而
 免許および間敷候、尤五ヶ年之内取掛らざる時は免許
 は廢止すべき事』とあつて、それは京濱間鐵道の獨占
 權の賦與を意味する。

明治二年に至りポルトメンはこれを新政府の免許狀
 に引換へんことを要求したが、政府は同年二月二十九
 日を以て鐵道を外國人の手に委ぬるは民心の向背に關
 する問題なれば、一に邦人をして之を經營せしむるの
 方針を決定せる旨を回答し、その要求を拒絶した。然
 るに翌三年、右鐵道を官設することに決し、その資金
 として百萬磅の調達を英國ホレーショ・ネルソン・レ
 ーに委任するや、米國公使はこれを以てポルトメンの
 所持する獨占權を侵犯するものとなし、嚴重なる抗議
 をして來た。政府は、壹岐守の免許狀は幕府の大政奉
 還後、新政府の事業未だ緒につくに至らざる間に與へ

られたるものにして、舊幕府にその責任なく、従つて新政府もその責任を引繼ぐ能はずとの理由を以てこれに對峙し、數次交渉の結果遂に米國公使をしてその抗議を撤回せしめた。

この外交交渉は兎も角として、鐵道に對する外人の直接投資を排除するの方針は、既に明治二年の始めに明定せられたところであつて、其後英人アレキサンデル・カンフルの東京・横濱間鐵道建設請願に對してもこの方針を以て臨んでゐる。尤もこの鐵道を官設し而も資金を外債に據らんとするに當つては、國內にも盛んに異論が唱へられたが、これに就ては後に觸れる。

(二) 電信 明治三年八月、丁抹使節ジュリウス・シツキとの間に條約を交換し、同國の大北支那及日本擴張電信會社に對し、長崎・横濱兩港にその海底電信線を陸揚げすること、九州及び四國の南方を廻りてその海底線を敷設し長崎・横濱の兩港を接続することを免許した。この條約を商議するに當り、同會社より海陸線ともに悉く架設せんことを懇請したが、政府

明治前期の外資排除に就て

は、全國の陸線は自ら架設するの方針を堅持してこれを拒絶し、たゞ海底線の敷設及び陸揚げのみを許したのであつた。

進んで政府は明治六年、長崎・横濱間の海底電線敷設免許に關する條項を廢棄せんと企てた。これは丁抹側の反對に逢つて成立しなかつたが、右の條約に於て同會社に何ら敷設獨占權を與へてをらぬのみならず、政府の長崎・横濱間の陸線が速かに完成したる場合には、會社は兩港間の海底線の敷設を見合はすことの下解も成立して居た。こゝに於て政府は東京及び横濱と長崎とを結ぶ陸線の架設を急ぎ、七年一月その第三條成つて、こゝに事實上同社による右海底線は敷設に至らずして條約の改訂となり、同社の權利は自然消滅となつた。

(ホ) 中央銀行 明治十二・三年頃我國が紙幣整理の難問題に逢着した時、英國公使パークスは時の大藏卿大隈重信に對し、外債を起し及び英國人を招聘して財政整理の任に當らしむるの策を獻じた。即ち東洋

第五十六卷 一一一 第一號 一一一

6) 日本鐵道史、上卷、7頁以下。大日本外交文書、第二・三卷
7) 逓信事業史、第三卷、549—551頁。工部省沿革報告、213—218頁。大日本外交文書、第三乃至第六卷

銀行支配人にして横濱に滞在中のロバートソンがこの難問題を解決すべき最適任者なることを稱揚して後、『日本に於て一大銀行を設立し、其の資本は内外人をして其の募集に應ぜしめ、彼を介して英國より五千萬圓の外債を募集し、紙幣の相場を以て金銀貨を換算すれば、銀貨を吸収するを得べく、之に割増金を附し、抽籤法に由りて返還し、紙幣の償却を行はゞ、日本現下の財政難を救済して、容易に整理の目的を達することを得べし。而して該銀行設立の曉には、頭取としてロバートソンを任命せられたし』と述べてゐるのである。十三年、大隈が太政官に入り参議となつて財務部を總管するに及び、外債五千萬圓を募集しこれを以て紙幣を銷却し正貨通用制を立つるの議を提出してゐるが、これは恐らくパークスの獻策によつたものか。

大隈の建議に對し、大藏卿佐野常民は、紙幣整理の方法として、千五百萬圓を輸出物品の先拂代價として外債にし、貿易上不公平の差額補充の用に供し、併せて輸出増進の資に轉用すべきことを答申してゐる。

併し右の建議並に答申にいふところの外債募集の事は政府の容るゝところとならず、十四年の政變により、代つて松方公が大藏卿に任じ、紙幣整理の難局に當ることになつたのである。それに就ては説明を要しないが、公が、この問題の解決に外國人の力を藉るが如きは、國家の體面及び威信を失墜するの甚しきものであり、外債募集に至つては、現下の狀勢より判斷してその條件の不利なること想像に餘りありとして、斷乎パークスの獻策に反對したことは注意すべきであらう。⁸⁾

三 外資排除思想

以上の如く、外國人はあらゆる重要事業及び施設に向つて投資を企てたが、これに對する我國の態度は、終始これを排除せんとするにあり、而も殆どこの目的を達成してゐるのである。管見によれば、明治前期即ち日清戰爭に至るまでは、少くとも政府の政策としては、外資の輸入を排除することが根本方針であつたやうに思はれる。さればこそ日清戰爭に際して、佛蘭西より何程にても外債募集に應ぜんことを申出た時も、

8) 明治財政史、第十二卷、222頁

9) 以上主として、公傳松方正義傳、乾卷、848—850頁に據る。

和蘭が三分五厘の利子にて一億五千萬圓の外債を引受けんと申込んだ時にも、我國は未だ外債を募集するほど逼迫してゐないとて、これを謝絶したのである。¹⁰⁾

併し乍らその間、東洋銀行よりの五十萬弗の借金は兎も角として、九分利附公債及び七分利附公債を募集し、外國側より見て所謂間接投資を受けた。その際にも實は驚々たる反對論が朝野に起つた。例へば九分利附公債の起債に當つては、鐵道尙早論と相俟つて、『我神州の土地を典して外債を募集す、是こそ眞に國を賣るの賊臣なり』といふが如き議論が行はれ、まだ七分利附公債の起債に當つては、在米少辨務使森有禮は『抑外債を興すときは必國民の開化を妨ることは固より論を俟ず、殊更人民未だ暗弱にして今將に自主の權を得、自在の力を伸さんとする際に當りて、外國債の之に害ある事判然として明なり。然れども、天皇陛下の諸行司多くは此道理を明解し給はず、是れ余が嘆息に堪へざる所なり。夫れ政府の債其國內に存すると、外國に在ると其相違甚大なり。諸有司此大事に心を用ひざるに似たり、悲しみて猶餘ある次第なり。國內

明治前期の外資排除に就て

の債は自國の富強開化を謀る衆人の心を勵し、外國債は之に反して必民の氣力を衰耗せしむ』云々と述べてこれに反對してゐる。

理論に於ては兎も角も、當時の我國の情勢に於ては、外債を起すことは頗る危険であつたであらうし、それよりも先づ夷狄に借金をすること自體が國民感情として最も嫌はしきところであつたに相違ない。未だ攘夷の感情が抜け切らない明治初年に於ては、いはゞその感情の延長としても外資の排除が論ぜられたものである。されば大隈重信・伊藤博文の如き外債論者は、反對者を以て保守派と呼び、自らを稱して進歩派と呼んだのであつて、上記二種の外債はこの進歩派の主張が勝つて起されたものに外ならず、大隈は更に、前述の如く紙幣整理のために外債の起債を建議したのである。

併し乍ら、當時の我國の情勢よりして、外國人に金權を掌握せらるゝの危険が多分に存した。松方正義は既に明治八年の「通貨流出を防止するの議」に於て『巨萬の外債を償却し各國在留官員の費用に供するが爲め

第五十六卷 一一三 第一號 一一三

10) 新開集成明治編年史、明治二十八年四月
11) 大隈伯爵昔日談、509頁
12) 在歐吉田少輪往復書類(明治前期財政經濟史料集成、第十卷、397頁)

歳々外出する所の現貨亦巨萬を以て數ふべし、是復た宜しく之を救ふの策を設けざる可らず。然るに現今國債の償却に至つては、從來横濱港に於て閉店する所の東洋銀行に委託し、都て其手を経て外國債主へ償還するを法とす。而して此の如き所より自然に東洋銀行に於て我國の金權を掌握するの姿となり、其弊少なからず』云々と述べ、この弊害の除去策として政府自ら輸出荷爲替金融の方法を採るべきことを建議してゐる。

この外資排除論は、明治十一年松方が萬國博覽會總裁として巴里に赴き、佛蘭西の議官兼博覽會事務官長たるカラランツに就き鐵道建設に關する意見を聞くことによつて、更に確められたこと、考へられる。カラランツ曰く『前略』決して外國人に免許を與へ、其資本を用ひて建築の事をなさしむ可からず。此義に就ては先年中現に法蘭西國にて英人に委ね大なる損害を招きたる事あり。是れは卑官が現在に承知せる事故、吳々も御忠告に付す。實に其節我國の弊害を招きたるは限りも無き事にありし。殊に外國と戦争の時などに至りては、是の如き鐵路あるは反つて無きに勝る程の有害あ

り、深く戒しむ可き事なり。別けて日本に於て永く獨立の國權を維持するの事項中最も緊要の一大點なるべし』と。紙幣整理の問題に於ける松方の態度・方針を併せ思ふべきである。

要するに、外資の輸入によつて速かに經濟の建設を行はんとする所謂進歩派に屬する政治家並に論客があつたにしても、政策意志の決定に與つて力があつたのは外資排除の主張であつた。鐵道開設論者として異彩を放てる谷暘卿の如きも、建設資金に就ては飽くまで國民資本によるべきことを主張してゐる。文明開化論者必ずしも外資歡迎論者ではなく、自力に基く文明開化を唱へたことは注意すべきである。

かくの如くにして、明治前期の我が國民經濟の未だ強固ならざる時代には、極力外資の侵入を排除し、以てこの方面よりする列國の侵略を免がれることが出来た。日清戦争を経て我が國民經濟がその基礎を固め、最早や外資の輸入による植民地化の危険が感ぜられざるに及び、こゝに外資を以てする經濟の開發が始つたのである。